

令和8年度八戸若者力形成インターンシップ業務委託仕様書

第1 業務の名称

本業務は、「令和8年度八戸若者力形成インターンシップ業務」と称する。

第2 業務の目的

本業務は、インターンシップの実施を希望する地元企業及び参加者に対して、コーディネーターを配置し、伴走支援を行う、長期実践型のインターンシップを実施することで、若者が地元企業を知る機会を創出するとともに、若者のキャリア形成を支援することを目的とする。

第3 業務の内容

(1) 長期実践型インターンシッププログラムの企画

①対象者

八戸市内の企業で就職することを検討又は八戸市内の企業に興味関心がある学生等。(大学生、短期大学生、高等専門学校生等とし、高校生は除く。)

②実施期間

8月～9月の内、概ね3～4週間程度。

③実施内容

以下の内容を含めたプログラムを企画し、実施すること。

ア 参加者が一定期間八戸市内に滞在し、特定の市内企業(以下、受入企業)で職業体験や八戸の企業の魅力を知るための機会を得ることで、参加者のキャリアアップ等を図ること。

イ 受入企業の課題等をヒヤリングし、受入企業と学生等が連携・交流し、企業の課題解決を図ること。

ウ 受入企業における各プログラムについて体験談などをまとめたレポートを参加者に作成させること。

④受入企業の開拓

ア 八戸市内受入企業の特性・課題を踏まえたプログラムを作成するため、受入を検討する企業と面談・ヒヤリングを実施するなど、連絡を密に取りながら円滑に行うこと。

イ 受入企業の選定にあたっては、インターンシップの実施に意欲がある企業で、かつ採用活動を行っている企業を選定すること。また、特定の産業分野に受入企業が集中しないよう調整すること。

ウ 受入企業に対して、関連法令や注意事項の周知徹底を図ること。

エ 受入企業は3社程度とする。

⑤参加者

参加者は10名程度とし、その内、半数は市内高等教育機関の学生等にすることを目標とする。

⑥広報

SNSや企業HP等を活用し、当インターンシップについての広報を行うこと。

(2) 参加者の募集・マッチング

参加者の募集・マッチングにあたっては、以下の点を踏まえて実施すること。

- ア 目標とする参加者数を確保するため、効果的な手段で、参加者の募集を行うこと。
- イ 参加者に対して、関係法令や注意事項の周知徹底を図るとともに、保険への加入等について配慮すること。
- ウ 参加者と各プログラムとのマッチングに関しては、受入企業の特長やプログラム内容などを考慮しつつ、連絡を密に取りながら円滑に行うこと。
- エ 参加者に対して、インターンシップを円滑かつ効果的に実施するための事前研修等を行うこと。

(3) インターンシップの実施・伴走支援

インターンシップの実施・伴走支援にあたっては、以下の点を踏まえて実施すること。

- ア インターンシップを円滑かつ効果的に実施するため、受入企業及び参加者に対して伴走支援を行うこと。
- イ 参加者の参加期間中の不慮の事故等に備えたイベント保険などへの加入をすること。
- ウ 休日やインターンシップ体験時間外に、交流イベントの開催や八戸の魅力を知るための機会の提供など、参加者の希望を踏まえ、地域との関わりを深める取組を提供すること。
- エ その他必要なプログラム実施期間中の状況把握・連絡調整をすること。 等

(4) 報告会の開催

参加者がインターンシップで得た成果を、発表する機会として、推進会議や受入企業、その他関係者を対象とした報告会を開催し、本業務における取組内容・成果の周知を図ること。

(5) 事後フォローの実施

プログラム終了後、参加者及び受入企業に対してアンケートを実施し、集計すること。なお、アンケートの内容等について、事前に推進会議と協議すること。

第4 業務のスケジュール

本業務の運営にあたっては、予め年間スケジュール表を作成し、推進会議に提出すること。また、スケジュールに変更が生じた際は、速やかに推進会議へ報告・協議の上、スケジュール表を修正し、提出すること。

<想定スケジュール>

時期	内容
4月下旬	・委託契約締結
契約締結～6月	・受入企業の選定 ・参加者募集（広報、プロモーション） ・参加者と受入企業とのマッチング
7月	・事前研修会の開催 ・受入準備
8月～9月	・受入期間（インターンシップ実施期間） ・報告会の開催 ・事業終了後のフォローアップ

第5 成果物の提出について

(1) 提出物

業務終了後、速やかに次の内容を含む報告書を1部作成し、提出すること。

- ア 業務概要
- イ 業務実施体制
- ウ 業務実績
- エ 参加者の属性（性別・年齢・出身地・居住地・学校名等）
- オ 受入企業の概要・プログラム内容
- カ 各プログラムの実施結果（学生等の個別レポートを含む）
- キ 収支報告 等

※本業務により新たに作成した制作物の著作権は推進会議に帰属し、推進会議はこれらが無償で自由に利用できるものとする。

(2) 提出期限

別途推進会議と協議の上、決定

(3) 提出先

八戸市 総合政策部 若者活躍応援課 若者活躍・移住支援グループ

第6 業務の履行期限

本業務の履行は、令和9年2月26日（金）までとする。

第7 業務の再委託

本業務の全部または主たる部分（本業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等）を第三者に委託または請け負わせることはできないものとする。また、本業務の主たる部分以外の部分について第三者に委託または請け負わせる場合は、個人情報の取り扱いに十分注意し、事前に推進会議の承認を得た上でこれを行うものとする。

第8 業務上の留意事項

- (1) 本業務は、内閣府の「地域未来交付金」を活用して実施する。
- (2) 個人への旅費（交通費、宿泊費）・体験費・交流費・飲食費の支援や販促品の提供、受入企業への個別給付に関する補助金及びそれに類する経費については、本委託料の対象外となる。なお、受託者が受入企業と協議の上、受入企業から参加者の活動支援金を受け取ることを妨げるものではない。
- (3) 受入企業の選定、参加者の募集及び報告会等の実施においては、推進会議と連携を密に図ること。
- (4) 本事業の実施にあたっては、推進会議に進捗状況などを報告の上、協議をしつつ進めること。